

# 裁判例から重要論点の理解を強化!

## 役員退職金に係る税務(法人税)

### I 役員退職金の当否・分掌変更の場合

### II 役員退職金の過大額・過大額の判定の現状と対応策

平成29年 **9月22日** **金**



定員**60**名様限定

各会員**割引**あり

**会場** TAP高田馬場

**時間** 13:30-16:30 (受付開始13:00)

**受講料** 25,000円 (資料代・税込み)

(JR山手線・西武新宿線「高田馬場」駅戸山口より徒歩約3分)

#### 講師紹介



税理士法人タクトコンサルティング  
税理士

**亀山 孝之氏**

#### <プロフィール>

昭和58年 早稲田大学商学部卒業  
同 年 東京国税局採用  
税務署、国税庁を経て、主に東京国税局調査部において、大企業の法人税等の調査や外国法人課税等の国際課税に係る事案の調査や訴訟事務を担当 (平成15年から国際税務専門官)。  
平成19年 東京国税局辞職  
同 年 タクトコンサルティング 入社、税理士登録

#### <主な著書>

「改正経営承継円滑化法対応“守りから攻め”の事業承継対策Q & A」(共著:ぎょうせい)  
「不動産組替えの税務Q & A」(大蔵財務協会)  
「税理士なら知っておきたい 事業承継対策の法務・税務Q & A」(中央経済社)  
「資産家増税時代の“守りから攻め”の相続対策Q&A」(共著:ぎょうせい)

#### ごあんない

この講座は、東京国税局出身で税理士法人タクトコンサルティングにて活躍中の税理士・亀山孝之氏による『税務判例シリーズ』第2回です。実務上有用な税務判例を取り上げて、税務の専門家として、あるいは資産コンサルタントとして必須の税務情報を学べるシリーズ講座です。

#### <講師より>

役員退職金が損金算入されるか否かは法人税の問題ですが、その後に行われることが多い後継者へのその法人の株式の相続や贈与におけるその株式の価額の算定にも相当の影響を与えます。役員退職金の損金算入に関し、①退職金(賞与でないこと)の当否=退職の事実の有無と、②過大額の有無という二つの問題があります。今回のセミナーでは、それぞれの問題について**実際の裁判例から**、具体的な対応策、当否判断の在り方及び留意点等を読み取っていくというものです。特に②の問題は、具体的な事前・事後(調査等)の対応策がよく分からないという声が多くありません。裁判例で、課税当局が行う過大判定の実際とそれに対する裁判所の判断の現状を知り、その現実的な対応策を具体的に示します。 ※解説の時間はIIの方が多くなります。

#### 講座内容

### I. 役員退職金の当否

<代表者の分掌変更の際に支給した金員が退職金に当たるかが争われた平成29年1月12日東京地裁判決>

代表取締役を退任した前代表者が平取締役として残った際に支給された退職金について、「実質的に退職したと同様の事情」(法基通9-2-32)にあるかが争われた裁判の判示の要点を示しつつその判断のポイントを示します。

### II. 役員退職金の過大額

<死亡退職した代表者の退職金の過大額の有無が争われた平成25年1月16日熊本地裁判決>

- (1) 損金不算入とされる役員退職金の過大額(法人税法施行令70条2号)の具体的な判定基準としての平均功績倍率法と、それによって役員退職金の過大額を算定することの合理性についての課税当局の主張と裁判所の評価
- (2) 裁判所が示した、平均功績倍率の算定や平均功績倍率法の合理性の前提条件
- (3) 平均功績倍率法による金額を超える部分があっても、損金性が認められるための「特段の事情」とは
- (4) 実際の役員退職給与の支給に先立って採るべき現実的な対応策 等

セミナー詳細・お申込は、ホームページからでもご利用可能です。➡

TAP実務セミナー

検索

#### 各会員割引

- ※1 無 料 : 東京定額制クラブ会員、TAP実務セミナー利用券使用、TAPチケット10使用
- ※2 30% off : 大坂定額制クラブ会員
- ※3 20% off : TAP実務家クラブ会員、相続アドバイザー協議会認定会員



FAXでのお申し込みは >> FAX: 03-3208-6255

## 9月22日開催『裁判例から重要論点の理解を強化！ 役員退職金に係る税務(法人税)』

受講申込書

ご記入月日		平成 年 月 日	
ふりがな			
事務所名 または会社名			
事業所または 会社所在地			
ご連絡先		TEL	
		FAX	
携帯電話など必ず連絡がつく先をご記入ください。			
ふりがな		E-mail	
参加者名			
業種	<input type="checkbox"/> 弁護士	<input type="checkbox"/> 税理士	<input type="checkbox"/> 公認会計士
	<input type="checkbox"/> 行政書士	<input type="checkbox"/> 社会保険労務士	<input type="checkbox"/> 土地家屋調査士
	<input type="checkbox"/> 金融機関	<input type="checkbox"/> 証券	<input type="checkbox"/> 保険
	<input type="checkbox"/> 不動産業	<input type="checkbox"/> 住宅・建設	<input type="checkbox"/> その他 ( )
			認定区分に○印 AFP・CFP® 番号
<input type="checkbox"/> 東京定額制クラブ会員 <input type="checkbox"/> 左記以外の会員 <input type="checkbox"/> 一般 <input type="checkbox"/> TAP実務セミナー利用券使用 (No. )			

- 本書・受講申込書をコピーし、必要事項をご記入の上、FAXにてお申込下さい。「受講申込書」が届きしだい参加者様宛に、折り返し「受付確認書」をFAX致します。
- お申し込み多数の場合は、事前に締め切らせて頂きますので予めご了承ください。

弊社は不動産鑑定のエキスパート集団です。セミナーの休憩中、終了後に不動産鑑定士による【不動産概算評価・机上広大地判定(無料)】のご相談をお受けいたします。当日、実際の案件(資料)をお持ちいただければ、できる限り対応させていただきますので、受付スタッフまでお気軽にお申し付けください。  
※当日中にご回答できない場合がございます。あらかじめご了承ください。

### <TAP高田馬場>

[所在地]

東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

[交通アクセス]

JR山手線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

西武新宿線高田馬場駅(戸山口)より徒歩約3分

東京メトロ東西線高田馬場駅(3番出口)より徒歩約6分

NPO法人 日本ファイナンシャルプランナーズ協会  
法人賛助会員・継続教育認定単位研修機関

**TAP** 株式会社 東京アプレイザル

〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-31-18 高田馬場センタービル3階

TEL.0120-02-8822 FAX.03-3208-6255 [担当:藤江・柴田]

☎ <https://www.t-ap.jp> ☎ seminar@t-ap.jp

